

「学校安心ルール」

大阪市立佃中学校

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、行動を見直すなどの自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・いじめを許さない
第1段階	・故意に授業時間に遅れる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う ・嫌なことをさせる	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物を勝手に使う ・頭髪や服装の違反	・その場で注意 ・場合によって家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のないことをする、関係のない話をする ・授業をさぼる、たむろする	・仲間はずれにする ・ひどい悪口、かけ口を言う ・脅すようなことをしたり言ったりする ・SNS等で、個人情報を拡散する	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物を壊す ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする ・情報モラル違反に関するトラブル ・頭髪や服装の過度の違反	・その場で注意 ・家庭連絡や場合によって保護者の来校 ・別室で複数の教職員による個別指導 ・別室で数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストの邪魔やカンニング等の不正行為を繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・嫌がることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意に壊したり、捨てたりする ・いじめをする	・指導に対して激しく反抗する ・指導に対して威嚇するような発言・行動をとる ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡及び保護者面談 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※ 学校は生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※ 「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※ 「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※ 学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関して同様です。)